平成２６年（フ）第１０１０２号
埼玉県和光市白子１丁目11―53―201
債務者　坂元　崇洋
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１１１号
東京都港区台場１丁目５―６―1006
債務者　満本　真弘
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１１２号
東京都港区台場１丁目５―６―1006
債務者　満本　武美
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１１８号
東京都西東京市北町２丁目12―７―202
債務者　小川　栄治
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１１９号
神奈川県厚木市上依知1390―９―203
債務者　金澤　裕也
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１２０号
東京都新宿区戸山２丁目22―301
債務者　三宅　　司
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１２１号
東京都台東区北上野１丁目12―４―1102
債務者　鈴木　法子（旧姓阮）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１２２号
東京都中野区中央１丁目６―６―302
債務者　鈴木　幸子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１２３号
東京都文京区関口１丁目21―５―302
債務者　仁平　尚美
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１３０号
東京都杉並区善福寺１丁目10―25―201
債務者　鹿島とも子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１４７号
埼玉県さいたま市浦和区北浦和２丁目９―８―305
債務者　松本　幸子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１５１号
東京都江戸川区本一色３丁目23―１―105
債務者　渡邊　　修
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１５５号
神奈川県大和市中央林間３丁目20―17―101
債務者　奥山　秀一
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１６２号
東京都江東区南砂２丁目20―９　コーポ石井第２―101、住民票上の住所東京都荒川区東日暮里４丁目24―３　飯島第二マンション301
債務者　深井　雄亮
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１６３号
東京都北区志茂５丁目24―11―202
債務者　大友　一彦
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１６８号
東京都中野区本町２丁目23―８―201
債務者　大森　愛美
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部